松江市後期高齢者医療に関する条例施行規則の一部を改正する規則

松江市後期高齢者医療に関する条例施行規則（平成20年松江市規則第5号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分は、これに対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（口座振替） 第3条　略	（口座振替） 第3条　略 2　口座振替の方法により保険料を納付する被保険者について、当該預金口座又は貯金口座の残高不足、解約その他の理由により保険料が納付されなかった場合の通知は、後期高齢者医療保険料口座振替不能通知書（様式第8号）によるものとする。
（督促） 第4条　条例第5条第1項の規定による督促状を発するに当たっては、当該督促状を発する日から起算して10日を経過した日を納付すべき期限として指定するものとし、後期高齢者医療保険料督促状兼領収証書（様式第8号）によるものとする。	（督促） 第4条　条例第5条第1項の規定による督促状を発するに当たっては、当該督促状を発する日から起算して10日を経過した日を納付すべき期限として指定するものとし、後期高齢者医療保険料督促状兼領収証書（様式第9号）によるものとする。
（保険料の催告） 第5条　市長は、前条に規定する保険料の督促をした後、保険料を納付しないときは、当該被保険者又は連帯納付義務者に当該保険料の納付を後期高齢者医療保険料催告書（様式第9号 ）により催告するものとする。	（保険料の催告） 第5条　市長は、前条に規定する保険料の督促をした後、保険料を納付しないときは、当該被保険者又は連帯納付義務者に当該保険料の納付を後期高齢者医療保険料催告書（様式第10号）により催告するものとする。
（保険料の還付） 第6条　略 2　前項に規定する還付する保険料の額の通	（保険料の還付） 第6条　略 2　前項に規定する還付する保険料の額の通

知は、後期高齢者医療保険料過誤納金還付通知書(様式第10号)によるものとする。 3　第1項の還付を請求するときは、後期高齢者医療保険料還付(払い戻し)口座振込依頼書兼請求書(様式第11号)によるものとする。 (保険料の充当) 第7条　略 2　略 3　前項の規定による通知は、後期高齢者医療保険料過誤納金充当通知書(様式第12号)によるものとする。 (保険料納付証明書の発行) 第8条　市長は、被保険者より、当該被保険者が納めた保険料の納付額についての証明を求められた場合は、後期高齢者医療保険料納付証明書(様式第13号)を発行するものとする。 様式第1号　別紙のとおり 様式第2号　別紙のとおり 様式第5号　別紙のとおり 様式第8号(第4条関係)　略 様式第9号(第5条関係)　略 様式第10号(第6条関係)　略 様式第11号(第6条関係)　略 様式第12号(第7条関係)　略 様式第13号(第8条関係)　略	知は、後期高齢者医療保険料過誤納金還付通知書(様式第11号)によるものとする。 3　第1項の還付を請求するときは、後期高齢者医療保険料還付(払い戻し)口座振込依頼書兼請求書(様式第12号)によるものとする。 (保険料の充当) 第7条　略 2　略 3　前項の規定による通知は、後期高齢者医療保険料過誤納金充当通知書(様式第13号)によるものとする。 (保険料納付証明書の発行) 第8条　市長は、被保険者より、当該被保険者が納めた保険料の納付額についての証明を求められた場合は、後期高齢者医療保険料納付証明書(様式第14号)を発行するものとする。 様式第1号　別紙のとおり 様式第2号　別紙のとおり 様式第5号　別紙のとおり 様式第8号　別紙のとおり 様式第9号(第4条関係)　略 様式第10号(第5条関係)　略 様式第11号(第6条関係)　略 様式第12号(第6条関係)　略 様式第13号(第7条関係)　略 様式第14号(第8条関係)　略

＜改正後＞

様式第１号（第２条関係）

年度　後期高齢者医療保険料仮徴収納付通知書

年　　月　　日

様

松江市長　　氏　名　　印

年度分の後期高齢者医療保険料仮徴収額について下記のとおり徴収しますので通知します。

被保険者番号	
仮 徴 収 額	

徴収方法	期　　別	保険料額	納　期　限
合　　計			

普通徴収の期別の保険料をそれぞれの納期限までに、4枚目裏面に記載の納付場所において、本書をご持参の上、納付してください。

「特別徴収」と記載のある場合は、年金からの引き去りとなります。

年度後期高齢者医療保険料領収書（1期～4期）

番　号		被保険者氏名	

期　　別	1期（4月）	2期（5月）	3期（6月）	4期（7月）
納　付　額				
督促手数料				
延　滞　金				
合　　計				
納　期　限	年　月　日	年　月　日	年　月　日	年　月　日
領収日付印	上記のとおり領収しました。 領収日付印	上記のとおり領収しました。 領収日付印	上記のとおり領収しました。 領収日付印	上記のとおり領収しました。 領収日付印

◎この領収書は2年間大切に保管してください。

年度　後期高齢者医療保険料　納付書兼領収済通知書

科目	調定	賦課	通知書番号	期	納付額	C／D

ID

□

納　付　額	□□□,□□□,□□□円
督促手数料	□□□円
延　滞　金	□,□□□,□□□円
合　　計	□□□,□□□,□□□円

納期限　　年　　月　　日

領収日付印

納

上記のとおり領収しましたので通知します。

（あて先）松江市会計管理者

※　徴収の根拠

後期高齢者医療保険料の期別納付額は、高齢者の医療の確保に関する法律、同法施行令、同法施行規則及び松江市後期高齢者医療に関する条例の規定に基づいて徴収するものです。

※　督促及び滞納処分

納期限までに保険料を完納されないと督促状を発します。督促状を発した日から起算して10日を経過した日までに保険料にかかる徴収金を完納されない場合には、滞納処分をすることがあります。

※　延滞金の計算

納期限までに保険料を完納されない場合は、その翌日から納付の日までの日数に応じ、納付額（1,000円未満の端数は切り捨て、2,000円未満はその全額を切り捨て）に、年14.6％（納期限の翌日から1月を経過する日までは、年7.3％）を乗じて計算した額の延滞金を徴収します。ただし、年14.6％及び年7.3％は、各年の延滞金特例基準割合（平均貸付割合（租税特別措置法第93条第2項に規定する平均貸付割合をいう。）に年1％を加算した割合）が年7.3％に満たない場合には、年14.6％については延滞金特例基準割合に年7.3％を加算した割合とし、年7.3％については延滞金特例基準割合に年1％を加算した割合（加算した割合が年7.3％を超える場合には年7.3％）とします。延滞金の額は、100円未満の端数金額を切り捨て、1,000円未満の場合はその全額を切り捨てます。年当たりの割合は、うるう年の日を含む期間についても、365日当たりの割合です。

※　不服申立て及び取消訴訟

この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、島根県の後期高齢者医療審査会に対して審査請求をすることができます。

なお、この処分の取消しの訴えは、審査請求の裁決を経た後でないと提起できませんが、審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないときや処分の執行等による著しい損害を避けるための緊急の必要があるとき、その他正当な理由があるときは、裁決を経なくても提起できます。

この訴えは裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、松江市を被告（代表者は、松江市長）として提起できます。ただし、原則として、裁決の日から1年を経過すると訴えを提起できません。

お問い合わせ先

＜改正前＞

様式第１号（第２条関係）

年度　後期高齢者医療保険料仮徴収納付通知書

年　　月　　日

様

松江市長　　氏　名　　印

年度分の後期高齢者医療保険料仮徴収額について下記のとおり徴収しますので通知します。

被保険者番号	
仮 徴 収 額	

徴収方法	期　　別	保険料額	納　期　限
合　　計			

普通徴収の期別の保険料をそれぞれの納期限までに、4枚目裏面に記載の納付場所において、本書をご持参の上、納付してください。

「特別徴収」と記載のある場合は、年金からの引き去りとなります。

年度後期高齢者医療保険料領収書（1期～4期）

番　号		被保険者氏名	

期　　別	1期（4月）	2期（5月）	3期（6月）	4期（7月）
納　付　額				
督促手数料				
延　滞　金				
合　　計				
納　期　限	年　月　日	年　月　日	年　月　日	年　月　日
領収日付印	上記のとおり領収しました。 領収日付印	上記のとおり領収しました。 領収日付印	上記のとおり領収しました。 領収日付印	上記のとおり領収しました。 領収日付印

◎この領収書は2年間大切に保管してください。

年度　後期高齢者医療保険料　納付書兼領収済通知書

科目	調定	賦課	通知書番号	期	納付額	C／D

ID

□

納　付　額	□□□,□□□,□□□円
督促手数料	□□□円
延　滞　金	□,□□□,□□□円
合　　計	□□□,□□□,□□□円

納期限　　年　　月　　日

領収日付印

納

上記のとおり領収しましたので通知します。

（あて先）松江市会計管理者

※　徴収の根拠

後期高齢者医療保険料の期別納付額は、高齢者の医療の確保に関する法律、同法施行令、同法施行規則及び松江市後期高齢者医療に関する条例の規定に基づいて徴収するものです。

※　督促及び滞納処分

納期限までに保険料を完納されないと督促状を発し督促手数料80円を徴収します。督促状を発した日から起算して10日を経過した日までに保険料にかかる徴収金を完納されない場合には、滞納処分をすることがあります。

※　延滞金の計算

納期限までに保険料を完納されない場合は、その翌日から納付の日までの日数に応じ、納付額（1,000円未満の端数は切り捨て、2,000円未満はその全額を切り捨て）に、年14.6％（納期限の翌日から1月を経過する日までは、年7.3％）を乗じて計算した額の延滞金を徴収します。ただし、年14.6％及び年7.3％は、各年の延滞金特例基準割合（平均貸付割合（租税特別措置法第93条第2項に規定する平均貸付割合をいう。）に年1％を加算した割合）が年7.3％に満たない場合には、年14.6％については延滞金特例基準割合に年7.3％を加算した割合とし、年7.3％については延滞金特例基準割合に年1％を加算した割合（加算した割合が年7.3％を超える場合には年7.3％）とします。延滞金の額は、100円未満の端数金額を切り捨て、1,000円未満の場合はその全額を切り捨てます。年当たりの割合は、うるう年の日を含む期間についても、365日当たりの割合です。

※　不服申立て及び取消訴訟

この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、島根県の後期高齢者医療審査会に対して審査請求をすることができます。

なお、この処分の取消しの訴えは、審査請求の裁決を経た後でないと提起できませんが、審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないときや処分の執行等による著しい損害を避けるための緊急の必要があるとき、その他正当な理由があるときは、裁決を経なくても提起できます。

この訴えは裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、松江市を被告（代表者は、松江市長）として提起できます。ただし、原則として、裁決の日から1年を経過すると訴えを提起できません。

お問い合わせ先

＜改正後＞

様式第２号（第２条関係）

年度　後期高齢者医療保険料納付通知書

年　　月　　日

様　　松江市長　　氏　名　　印

年度分の後期高齢者医療保険料について下記のとおり徴収しますので通知します。

被保険者番号	
決定保険料額	
(内松江市分保険料額)①	
算定月数	
(内松江市分算定月数)	
仮徴収額　②	
差引納付額(①－②)	

徴収方法	期　別	保険料額(円)	納期限
合　計			

「特別徴収」と記載のある場合は、年金からの引き去りとなります。

納付場所

年度後期高齢者医療保険料領収書（5期～7期）

番　号		被保険者氏名	
期　別	5期（8月）	6期（9月）	7期（10月）
納付額			
督促手数料			
延滞金			
合　計			
納期限	年　月　日	年　月　日	年　月　日
領収日付印	上記のとおり領収しました。 領収日付印	上記のとおり領収しました。 領収日付印	上記のとおり領収しました。 領収日付印

◎この領収書は2年間大切に保管してください。

年度後期高齢者医療保険料領収書（8期～12期）

番号		被保険者氏名	

期　　別	8期（11月）	9期（12月）	10期（1月）	11期（2月）	12期（3月）
納　付　額					
督促手数料					
延　滞　金					
合　　計					
納　期　限	年　月　日	年　月　日	年　月　日	年　月　日	年　月　日
領収日付印	上記のとおり領収しました。 領収日付印	上記のとおり領収しました。 領収日付印	上記のとおり領収しました。 領収日付印	上記のとおり領収しました。 領収日付印	上記のとおり領収しました。 領収日付印

◎この領収書は２年間大切に保管してください。

年度　後期高齢者医療保険料　納付書兼領収済通知書

科目	調定	賦課	通知書番号	期	納付額	C／D

ID
□

納　付　額	□□□,□□□,□□□円
督促手数料	□□□円
延　滞　金	□,□□□,□□□円
合　　計	□□□,□□□,□□□円

納期限　　年　　月　　日

領収日付印

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿納

上記のとおり領収しましたので通知します。

（あて先）松江市会計管理者

※　徴収の根拠

後期高齢者医療保険料の期別納付額は、高齢者の医療の確保に関する法律、同法施行令、同法施行規則及び松江市後期高齢者医療に関する条例の規定に基づいて徴収するものです。

※　督促及び滞納処分

納期限までに保険料を完納されないと督促状を発します。督促状を発した日から起算して10日を経過した日までに保険料にかかる徴収金を完納されない場合には、滞納処分をすることがあります。

※　延滞金の計算

納期限までに保険料を完納されない場合は、その翌日から納付の日までの日数に応じ、納付額（1,000円未満の端数は切り捨て、2,000円未満はその全額を切り捨て）に、年14.6％（納期限の翌日から1月を経過する日までは、年7.3％）を乗じて計算した額の延滞金を徴収します。ただし、年14.6％及び年7.3％は、各年の延滞金特例基準割合（平均貸付割合（租税特別措置法第93条第2項に規定する平均貸付割合をいう。）に年1％を加算した割合）が年7.3％に満たない場合には、年14.6％については延滞金特例基準割合に年7.3％を加算した割合とし、年7.3％については延滞金特例基準割合に年1％を加算した割合（加算した割合が年7.3％を超える場合には年7.3％）とします。延滞金の額は、100円未満の端数金額を切り捨て、1,000円未満の場合はその全額を切り捨てます。年当たりの割合は、うるう年の日を含む期間についても、365日当たりの割合です。

※　不服申立て及び取消訴訟

この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、島根県の後期高齢者医療審査会に対して審査請求をすることができます。

なお、この処分の取消しの訴えは、審査請求の裁決を経た後でないと提起できませんが、審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないときや処分の執行等による著しい損害を避けるための緊急の必要があるとき、その他正当な理由があるときは、裁決を経なくても提起できます。

この訴えは裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、松江市を被告（代表者は、松江市長）として提起できます。ただし、原則として、裁決の日から1年を経過すると訴えを提起できません。

お問い合わせ先

＜改正前＞

様式第２号（第２条関係）

年度　後期高齢者医療保険料納付通知書

年　　月　　日

様　　松江市長　　氏　名　　印

年度分の後期高齢者医療保険料について下記のとおり徴収しますので通知します。

被保険者番号	
決定保険料額	
(内松江市分保険料額)①	
算定月数	
(内松江市分算定月数)	
仮徴収額　②	
差引納付額(①－②)	

徴収方法	期　別	保険料額(円)	納期限
合　計			

「特別徴収」と記載のある場合は、年金からの引き去りとなります。

納付場所

年度後期高齢者医療保険料領収書（5期～7期）

番　号		被保険者氏名	
期　別	5期（8月）	6期（9月）	7期（10月）
納付額			
督促手数料			
延滞金			
合　計			
納期限	年　月　日	年　月　日	年　月　日
領収日付印	上記のとおり領収しました。 領収日付印	上記のとおり領収しました。 領収日付印	上記のとおり領収しました。 領収日付印

◎この領収書は2年間大切に保管してください。

年度後期高齢者医療保険料領収書（8期～12期）

番号		被保険者氏名	

期　　別	8期（11月）	9期（12月）	10期（1月）	11期（2月）	12期（3月）
納　付　額					
督促手数料					
延　滞　金					
合　　計					
納　期　限	年　月　日	年　月　日	年　月　日	年　月　日	年　月　日
領収日付印	上記のとおり領収しました。 領収日付印	上記のとおり領収しました。 領収日付印	上記のとおり領収しました。 領収日付印	上記のとおり領収しました。 領収日付印	上記のとおり領収しました。 領収日付印

◎この領収書は２年間大切に保管してください。

年度　後期高齢者医療保険料　納付書兼領収済通知書

科目	調定	賦課	通知書番号	期	納付額	C／D

ID
□

納　付　額	□□□,□□□,□□□円
督促手数料	□□□円
延　滞　金	□,□□□,□□□円
合　　計	□□□,□□□,□□□円

納期限　　年　　月　　日

領収日付印

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿納

上記のとおり領収しましたので通知します。

（あて先）松江市会計管理者

※　徴収の根拠

後期高齢者医療保険料の期別納付額は、高齢者の医療の確保に関する法律、同法施行令、同法施行規則及び松江市後期高齢者医療に関する条例の規定に基づいて徴収するものです。

※　督促及び滞納処分

納期限までに保険料を完納されないと督促状を発し督促手数料80円を徴収します。督促状を発した日から起算して10日を経過した日までに保険料にかかる徴収金を完納されない場合には、滞納処分をすることがあります。

※　延滞金の計算

納期限までに保険料を完納されない場合は、その翌日から納付の日までの日数に応じ、納付額（1,000円未満の端数は切り捨て、2,000円未満はその全額を切り捨て）に、年14.6％（納期限の翌日から1月を経過する日までは、年7.3％）を乗じて計算した額の延滞金を徴収します。ただし、年14.6％及び年7.3％は、各年の延滞金特例基準割合（平均貸付割合（租税特別措置法第93条第2項に規定する平均貸付割合をいう。）に年1％を加算した割合）が年7.3％に満たない場合には、年14.6％については延滞金特例基準割合に年7.3％を加算した割合とし、年7.3％については延滞金特例基準割合に年1％を加算した割合（加算した割合が年7.3％を超える場合には年7.3％）とします。延滞金の額は、100円未満の端数金額を切り捨て、1,000円未満の場合はその全額を切り捨てます。年当たりの割合は、うるう年の日を含む期間についても、365日当たりの割合です。

※　不服申立て及び取消訴訟

この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、島根県の後期高齢者医療審査会に対して審査請求をすることができます。

なお、この処分の取消しの訴えは、審査請求の裁決を経た後でないと提起できませんが、審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないときや処分の執行等による著しい損害を避けるための緊急の必要があるとき、その他正当な理由があるときは、裁決を経なくても提起できます。

この訴えは裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、松江市を被告（代表者は、松江市長）として提起できます。ただし、原則として、裁決の日から1年を経過すると訴えを提起できません。

お問い合わせ先

＜改正後＞

様式第５号（第２条関係）

年　　月　　日

後期高齢者医療保険料納付通知書（兼　特別徴収開始通知書）（兼　特別徴収仮徴収額変更通知書）（兼　特別徴収変更通知書）（兼　特別徴収中止通知書）

様

松江市長　　氏　　名　印

被保険者氏名		被保険者番号	

【年間保険料額】

年度分の保険料額 円

【市町村別保険料額】

年度の市町村別保険料額 円
年度に納付する保険料額 円

【これまでの保険料納付方法等】

保険料徴収方法	
特別徴収義務者	
特別徴収対象年金	

【これからの保険料納付方法等】

保険料徴収方法	
特別徴収義務者	
特別徴収対象年金	

【期別保険料額】

納期・月（普徴・特徴）	変更前の保険料額		変更後の保険料額	
	普通徴収	特別徴収	普通徴収	特別徴収
計				
合計額	（ア）		（イ）	
差引増減額	（イ）－（ア）			

（裏面）

後期高齢者医療保険料納付通知書について

※　徴収の根拠

後期高齢者医療保険料の期別納付額は、高齢者の医療の確保に関する法律、同法施行令、同法施行規則及び松江市後期高齢者医療に関する条例の規定に基づいて徴収するものです。

※　督促及び滞納処分

納期限までに保険料を完納されないと督促状を発します。督促状を発した日から起算して10日を経過した日までに保険料にかかる徴収金を完納されない場合には、滞納処分をすることがあります。

※　延滞金の計算

納期限までに保険料を完納されない場合は、その翌日から納付の日までの日数に応じ、納付額（1,000円未満の端数は切り捨て、2,000円未満はその全額を切り捨て）に、年14.6％（納期限の翌日から1月を経過する日までは、年7.3％）を乗じて計算した額の延滞金を徴収します。ただし、年14.6％及び年7.3％は、各年の延滞金特例基準割合（平均貸付割合（租税特別措置法第93条第2項に規定する平均貸付割合をいう。）に年1％を加算した割合）が年7.3％に満たない場合には、年14.6％については延滞金特例基準割合に年7.3％を加算した割合とし、年7.3％については延滞金特例基準割合に年1％を加算した割合（加算した割合が年7.3％を超える場合には年7.3％）とします。延滞金の額は、100円未満の端数金額を切り捨て、1,000円未満の場合はその全額を切り捨てます。年当たりの割合は、うるう年の日を含む期間についても、365日当たりの割合です。

年度納期限（普通徴収に係るもの）

第1期　（4月）	
第2期　（5月）	
第3期　（6月）	
第4期　（7月）	
第5期　（8月）	
第6期　（9月）	
第7期　（10月）	
第8期　（11月）	
第9期　（12月）	
第10期　（1月）	
第11期　（2月）	
第12期　（3月）	

口座の振替日は、各期の納期限の日になります。

お問い合わせ先

※　保険料額決定通知書及び保険料納付通知書に対する不服申立て及び取消訴訟について

この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、島根県の後期高齢者医療審査会に対して審査請求をすることができます。

なお、この処分の取消しの訴えは、審査請求の裁決を経た後でないと提起できませんが、審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないときや処分の執行等による著しい損害を避けるための緊急の必要があるとき、その他正当な理由があるときは、裁決を経なくても提起できます。

この訴えは裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、「後期高齢者医療保険料額決定通知書」に関しては島根県後期高齢者医療広域連合を被告（代表者は、島根県後期高齢者医療広域連合長）として、「後期高齢者医療保険料納付通知書」に関しては松江市を被告（代表者は、松江市長）として提起できます。ただし、原則として、裁決の日から１年を経過すると訴えを提起できません。

＜改正前＞

様式第５号（第２条関係）

年　　月　　日

後期高齢者医療保険料納付通知書（兼　特別徴収開始通知書）（兼　特別徴収仮徴収額変更通知書）（兼　特別徴収変更通知書）（兼　特別徴収中止通知書）

様

松江市長　　氏　　名　印

被保険者氏名		被保険者番号	

【年間保険料額】

年度分の保険料額　　円

【市町村別保険料額】

年度の市町村別保険料額　　円
年度に納付する保険料額　　円

【これまでの保険料納付方法等】

保険料徴収方法	
特別徴収義務者	
特別徴収対象年金	

【これからの保険料納付方法等】

保険料徴収方法	
特別徴収義務者	
特別徴収対象年金	

【期別保険料額】

納期・月（普徴・特徴）	変更前の保険料額		変更後の保険料額	
	普通徴収	特別徴収	普通徴収	特別徴収
計				
合計額	（ア）		（イ）	
差引増減額	（イ）－（ア）			

（裏面）

後期高齢者医療保険料納付通知書について

※　徴収の根拠

後期高齢者医療保険料の期別納付額は、高齢者の医療の確保に関する法律、同法施行令、同法施行規則及び松江市後期高齢者医療に関する条例の規定に基づいて徴収するものです。

※　督促及び滞納処分

納期限までに保険料を完納されないと督促状を発し督促手数料80円を徴収します。督促状を発した日から起算して10日を経過した日までに保険料にかかる徴収金を完納されない場合には、滞納処分をすることがあります。

※　延滞金の計算

納期限までに保険料を完納されない場合は、その翌日から納付の日までの日数に応じ、納付額（1,000円未満の端数は切り捨て、2,000円未満はその全額を切り捨て）に、年14.6％（納期限の翌日から1月を経過する日までは、年7.3％）を乗じて計算した額の延滞金を徴収します。ただし、年14.6％及び年7.3％は、各年の延滞金特例基準割合（平均貸付割合（租税特別措置法第93条第2項に規定する平均貸付割合をいう。）に年1％を加算した割合）が年7.3％に満たない場合には、年14.6％については延滞金特例基準割合に年7.3％を加算した割合とし、年7.3％については延滞金特例基準割合に年1％を加算した割合（加算した割合が年7.3％を超える場合には年7.3％）とします。延滞金の額は、100円未満の端数金額を切り捨て、1,000円未満の場合はその全額を切り捨てます。年当たりの割合は、うるう年の日を含む期間についても、365日当たりの割合です。

年度納期限（普通徴収に係るもの）

第1期　（4月）	
第2期　（5月）	
第3期　（6月）	
第4期　（7月）	
第5期　（8月）	
第6期　（9月）	
第7期　（10月）	
第8期　（11月）	
第9期　（12月）	
第10期　（1月）	
第11期　（2月）	
第12期　（3月）	

口座の振替日は、各期の納期限の日になります。

お問い合わせ先

※　保険料額決定通知書及び保険料納付通知書に対する不服申立て及び取消訴訟について

この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、島根県の後期高齢者医療審査会に対して審査請求をすることができます。

なお、この処分の取消しの訴えは、審査請求の裁決を経た後でないと提起できませんが、審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないときや処分の執行等による著しい損害を避けるための緊急の必要があるとき、その他正当な理由があるときは、裁決を経なくても提起できます。

この訴えは裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、「後期高齢者医療保険料額決定通知書」に関しては島根県後期高齢者医療広域連合を被告（代表者は、島根県後期高齢者医療広域連合長）として、「後期高齢者医療保険料納付通知書」に関しては松江市を被告（代表者は、松江市長）として提起できます。ただし、原則として、裁決の日から１年を経過すると訴えを提起できません。

＜改正前＞

様式第8号(第3条関係)

年　　月　　日

様

松江市長　　氏　　名　　印

後期高齢者医療保険料　口座振替不能通知書

口座振替によって支払っていただくことになっていましたあなたの後期高齢者医療保険料は、下記の理由により振替できませんでした。同封の納付書で、　　までに必ず納めてください。

被保険者氏名		被保険者番号								

振替不能の保険料額

	金額	円
振替できなかった理由		

お問い合わせ先

附　則

この規則は、令和８年４月１日から施行する。